

# 離婚届

# 手続チェックシート

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	手続	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続の際に必要なもの	よる 代理 手続 に した 可	お 手続 し た 後 日 お 手続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
							駅前庁舎 (1階) 市民課 ⑥番窓口 (戸籍チーム) ☎017-734-5242 支所等	浪岡庁舎 (1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
1	離婚届			<p>○離婚届出用紙(A3サイズの所定用紙) 夫・妻の署名※押印不要(裁判離婚の場合は、申立人の署名) 証人(成人お二人)の署名※押印不要(裁判離婚の場合を除く) ※離婚後も同じ氏(姓)を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法第77条の2の届)を届出する必要があります。(この届出は、離婚の日から3か月以内に届出することができます。)</p> <p>○マイナンバーカード ※氏(姓)や住所が変更となる方のみ</p> <p>※裁判離婚の場合は、以下のいずれかが必要です。 ・調停調書の謄本 ・審判書の謄本および確定証明書 ・和解調書の謄本 ・認諾調書の謄本 ・判決書の謄本および確定証明書</p> <p>※外国人の方と離婚する場合は、上記以外にも必要な書類がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>離婚届は、受付時間以外でも、アウガ警備室および浪岡庁舎守衛室でお預かりいたします。受付時間以外にお預かりした届書および土日祝日の受付時間に各窓口にてお預かりした届書は、記入内容に不備がある場合、改めて窓口にお越しいただき、訂正していただくことがありますので、提出いただく前に、平日に担当職員による届書の記入内容の確認を済ませてから提出されることをおすすめいたします。受付時間は12ページをご覧ください。</p> </div>								

離婚届

- ★マークの手続は、離婚届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- 「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へ お問い合わせください。)	代理人による 手続に 可 完了 した お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
2	★ 住所を異動した方		受付	住民異動届 (転入届)(転居届) (転出届)	○転出証明書(転入する方) ○届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳等) ※以上のほか、届出によって必要なものが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
3	★ 前夫(前妻)と同居中で、生計を別にした方		受付	世帯分離届または世帯変更届 (世帯変更届)		可	駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
4	★ 住民基本台帳カードをお持ちの方		連絡票	記載事項変更手続 (住民基本台帳カード表面記載事項変更届)	○住民基本台帳カード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
5	氏(姓) ★ 住民基本台帳カードで電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)		説明	氏(姓)の変更により、電子証明書が失効します。住民基本台帳カードへの電子証明書の新規発行は終了しておりますので、必要な方はマイナンバーカード(電子証明書を含む)の交付申請をしてください。		可		浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
6	★ マイナンバーの通知カードをお持ちの方		不要	令和2年5月25日から通知カードの記載変更は行っておりません。 (氏(姓)の変更後は、マイナンバーを証明する書類として、使用できません。)				
7	★ マイナンバーカードをお持ちの方		連絡票	記載事項変更手続 (個人番号カード券面記載事項変更届)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
8	★ マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)		連絡票	署名用電子証明書の発行申請 (署名用電子証明書新規発行申請書)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(6~16桁の英数字)	可		

氏(姓)の変更により署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は手続をしてください。

	No	あてはまる方はいますか？	チェック	職 員 使 用 欄 総 合 窓 口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よ る 代 理 人 手 続 に し ま し た か ら お 手 続 し て く だ さ い 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住 所 等	9	★ マイナンバーカードを申請中 で、氏(姓)が変更となる方		説明	再度申請が必要な場合がありますので、受付担当にご確認ください。			駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	10	離婚後の 戸籍謄本等が必要な方		説明	離婚後は、夫婦の戸籍に離婚の記載がされ、筆頭者でない方は、婚姻前の戸籍にもどるか新しい戸籍を作成することとなりますので、離婚届提出後、それぞれの本籍地の市区町村にご請求ください。なお、新しい戸籍謄本等が交付できるようになるまでには日数を要し、その日数は市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。 【郵便請求】 本籍地が遠方の場合や本籍地の市区町村の開庁時間に来られない方は、戸籍謄本等を郵便請求することも可能です。本籍地の市区町村にお問い合わせください。 本籍地が青森市の方は、青森市ホームページに郵便請求の方法を掲載しておりますので、ご参照ください。	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ①窓口 (窓口対応チーム) ☎017-734-5239 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128	
	11	離婚後の 住民票の写し等が必要な方		説明	住民票の写し等が交付できるようになるまでの日数は、市区町村によって異なりますので、住所地の市区町村に直接お問い合わせください。	可			
印 鑑 登 録	12	★ 氏(姓)または氏名で印鑑登録を していて、氏(姓)が変更となる 方		連絡票	印鑑登録申請 (印鑑登録申請書)  氏(姓)の変更により印鑑登録は抹消となりますので、必要な方は手続をしてください。	○登録する印鑑 ※印鑑の素材や大きさによって登録できない印鑑がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 ○官公署が発行した顔写真付き本人確認書類	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる代理人手続に	しました	お手続きして	後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
										当日受付は	当日受付は
13	★ 国民健康保険に加入していて、氏(姓)が変更となる方	被保険者証の手書き修正を希望する	92	預かり	被保険者証の氏(姓)変更手続 (国民健康保険資格異動届)	○国民健康保険被保険者証 ○世帯主および氏(姓)が変更となる方のマイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡地区の担当課 (お問い合わせ先)
		新しい被保険者証の交付を希望する、または修正の余白がない	93	待機依頼	離婚により社会保険等の扶養を外れ、国保に加入する場合は加入届が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。	○国民健康保険被保険者証 ○世帯主および氏(姓)が変更となる方のマイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※平日の受付時間内(8:30~18:00)に駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で離婚の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		支所等		
14	★ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	認定証の手書き修正を希望する	94	預かり	認定証の氏(姓)変更手続	○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	浪岡地区の担当課 (お問い合わせ先)
		新しい認定証の交付を希望する、または修正の余白がない		(発券)			可				
15	★ 妊産婦十割給付医療証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	医療証の手書き修正を希望する	95	預かり	医療証の氏(姓)変更手続	○青森市妊産婦十割給付医療証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡地区の担当課 (お問い合わせ先)
		新しい医療証の交付を希望する、または修正の余白がない		(発券)			可				
16	★ 特定疾病療養受療証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	受療証の手書き修正を希望する	96	預かり	受療証の氏(姓)変更手続	○特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可			浪岡地区の担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の担当課 (お問い合わせ先)
		新しい受療証の交付を希望する、または修正の余白がない		(発券)			可				

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
								駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
後期高齢者医療制度	17	★ 後期高齢者医療制度に加入して いて、氏(姓)が変更となる方	/	説明	後日、担当課から新しい後期高齢者医療被保険者証を送付いたします。届きましたらお手元の被保険者証を直接または郵送で担当課へ返還していただくか、自己責任において破棄してください。	/	/	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	18	★ 限度額適用認定証または限度額 適用・標準負担額減額認定証を お持ちで、氏(姓)が変更となる 方	/	説明	後日、新しい限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額証を後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付いたします。届きましたらお手元の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額証を直接または郵送で担当課へ返還していただくか、自己責任において破棄してください。	/	/	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	19	★ 特定疾病療養受療証をお持ちで、氏 (姓)が変更となる方	/	説明	後日、新しい特定疾病療養受療証を後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付します。届きましたらお手元の特定疾病療養受療証を直接または郵送で担当課へ返還していただくか、自己責任において破棄してください。	/	/	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
国民年金	20	老齢・障害・遺族基礎年金を受 給していて、氏(姓)が変更とな る方 (支給停止中の方も含まれま す。)	/	(発券)	状況に応じて必要な手続が異なりますので、詳しくは担当課または日本年金機構青森年金事務所へお問い合わせください。	可	/	日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 1を押した後に2を 押す) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国民年金チーム) ☎0172-62-1153
	21	第3号被保険者から第1 号被保険者に変更となる 方  第3号被保険者・・・ 厚生年金、共済組合の加入者に 扶養されている配偶者	/	説明	種別変更手続 (国民年金被保険者関係届 書)  ○加入者の基礎年金番号またはマイナンバーがわかる もの ○加入者の社会保険資格喪失証明書	可	/	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国民年金チーム) ☎0172-62-1153
	22	国民年金 加入者 (20歳から60歳ま で)の方  第1号被 保険 者・・・ 自営業者、 農業者・ 漁業者、 学生およ び無職の 方とその 配偶者	/	不要	年金手帳の氏(姓)変更の 手続  年金手帳を持って いる方  基礎年金番号通 知書を持って いる方	手続は不要です。お持ちの年金手帳の氏(姓)はご自身 で修正してください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352  支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国民年金チーム) ☎0172-62-1153
	23	国民年金 加入者 (20歳から60歳ま で)の方  第1号被 保険 者・・・ 自営業者、 農業者・ 漁業者、 学生およ び無職の 方とその 配偶者	/	説明	基礎年金番号通知書の氏 (姓)変更の手続 (基礎年金番号通知書再 交付申請)  ○基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの	可	/	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国民年金チーム) ☎0172-62-1153
	24	保険料の全額免除または 納付猶予が承認されてお り、翌年度の継続審査を 希望している方	/	説明	配偶者情報変更の手続 (国民年金保険料免除・ 納付猶予継続申請者の配 偶者状況変更届)  手続方法は右記にお問い合わせください。	可	/	日本年金機構 青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 2を押した後に2 を押す)	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国民年金チーム) ☎0172-62-1153

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職 欄 合 員 使 用 口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よ る 代 理 人 手 続 に し ま し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
介護保険	25	★ 介護保険被保険者証をお持ち で、氏(姓)が変更となる方	当日受付は 転記	97	回収	被保険者証の氏(姓)変更 手続  ○介護保険被保険者証  後日、担当課から新しい介護保険被保険者証を送付いたします。	可	駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑩番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
	26	★ 介護保険負担割合証をお持ち で、氏(姓)が変更となる方	当日受付は 転記	98	回収	負担割合証の氏(姓)変更手 続  ○介護保険負担割合証  後日、担当課から新しい介護保険負担割合証を送付いたします。その際、離婚により世帯員が 変更となり、それに伴い負担割合が変更となる方には、お知らせを同封いたします。	可	駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑪番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362	
高齢者福祉	27	高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車 証)をお持ちで、氏(姓)が変更と なる方  ◆市営バス等を低料金で利用できる乗車証 です。			担当 課	乗車証の再交付申請 (高齢者福祉乗車証(いき 粋乗車証)再交付申請書)  ○高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証) ※紛失等により持参できない場合は、本人の名前(氏 姓)変更後)・生年月日・住所が確認できるもの (健康保険証等)をお持ちください。 ○顔写真1枚(無帽、背景なし、タテ3.0cm×ヨコ2.4 cm、6ヶ月以内の証明写真) ○交付手数料1,000円 (介護保険料の段階により無料となる場合があります。)	不可	駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑫番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
障 が い	28	精神通院 医療受給 者証をお 持ちの方			担当 課	受給者証の氏(姓)変更の 手続 (自立支援医療費受給者 証記載事項等変更届出 書)  ○精神通院医療受給者証 ○受給者の認印 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑬番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
	29	健康保険被保険者証 の世帯員が変更とな る			担当 課	世帯状況の変更手続 (自立支援医療費支給認 定(変更)申請書)  ○精神通院医療受給者証 ○受給者の認印 ○受給者の健康保険被保険者証 ※受給者が国民健康保険や国民健康保険組合等に加 入している場合は加入者全員分が必要となりま	可		
	30	障害福祉サービス等受給者証を お持ちで、氏(姓)が変更となる 方  ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証			担当 課	受給者証の氏(姓)変更手 続 (申請内容変更届) および 利用者負担額の変更手続 (支給変更申請書兼利用 者負担額減額・免除等 変更申請書)  ○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者 証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療 受給者証のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113

No	あてはまる方はいますか？	チケット	職員 用標	総 口 合 意	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に よ る し ま わ り の 手 続 に よ る	し ま わ り の 手 続 に よ る	お 手 後 目 録 に お き て お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
31	地域生活支援事業を利用して、氏(姓)が変更となる方 ◆日中一時支援事業 ◆外出介護サービス事業 ◆訪問入浴サービス ◆入院時意思疎通支援事業			担当課	決定通知書の氏(姓)変更手続 および 利用者負担額の変更手続(変更届)	○各事業の決定通知書のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	
32	特別児童扶養手当を受給している、氏(姓)が変更となる方			担当課	氏(姓)変更手続(特別児童扶養手当氏名・住所変更届)	○特別児童扶養手当証書 ○戸籍謄(抄)本	可				
33	保護者・養育者等			担当課		※離婚による受給者変更の場合は、担当課にご相談ください。	可				
34	障がい者手帳をお持ちで、氏(姓)が変更となる方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	No.26~31のうち、ひとつでも該当する、または該当するか不明 ★No.26~31のいずれにも該当しない	当日受付は 99	申・預かり	障がい者手帳の氏(姓)変更手続(身体障害者手帳変更届) (愛護手帳(療育手帳)交付等申請(届出)書(障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書)	○障がい者手帳 ○手帳をお持ちの方の認印(精神障害者保健福祉手帳の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※愛護手帳の手続の際には不要です。	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
35	特別児童扶養手当の受給を希望する方			担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へご相談ください。		可				
36	市営バスまたはJRバス福祉乗車証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方			担当課	乗車証の再交付申請(福祉乗車証交付申請書)	○福祉乗車証 ○障がい者手帳 ○顔写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm)	可				
37	★青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちで、氏(姓)が変更となる方		当日受付は 100	預かり	利用券綴の氏(姓)変更手続	○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴	可				
38	★青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちで、氏(姓)が変更となる方		当日受付は 101	預かり	給油券綴の氏(姓)変更手続	○青森市福祉自家用車給油券綴	可				

障がい

障がい(医療費助成)

子ども

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よる代 理人 手続に しまし ました	完了 した 後日 お手続 して ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
障がい	39				状況に応じて必要な手続が異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

0歳から中学生のお子さんがいる方

子ども	40	受給者が公務員		説明	勤務先へ申請をしてください。			受給者の勤務先	
	41	氏(姓)が変更となる		担当課	変更手続 (児童手当・特例給付に係る変更届)	○普通預金通帳(受給者の口座名義が変更となる場合)	可		
	42	養育する児童の人数が減る		担当課	額改定手続 (児童手当・特例給付額改定届)	なし	可		
	43	児童手当を受給している方 養育する児童がいなくなる		担当課	消滅手続 (児童手当・特例給付消滅届)	なし	可		
	44	これから受給する		担当課	認定請求手続 (児童手当・特例給付認定請求書)	これから受給する方の ○健康保険被保険者証(※3歳未満の児童がいる方のみ) ○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照  ※以上のほか、これから受給者となる方の状況に応じて添付書類(年金加入証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334
45	上記のいずれにもあてはまらない		担当課	必要なものがすべてそろわなくても手続ができますので、離婚日翌日から15日以内に必ず手続をしてください。		可			



支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	支所等 よる代理人 手続に しました お手続き してください 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
<b>0歳から中学生のお子さんがある方</b>								
46	子ども医療費助成を受給している方(所得制限等の資格要件がありません。)	健康保険証が変更となり受給申請をする	担当課	資格認定申請 (青森市子ども医療費受給資格認定(更新)申請書)	○変更後のお子さんの健康保険被保険者証 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(保護者の所得課税証明書、子どもが含まれた戸籍謄本)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。  状況に応じて、ひとり親医療費助成制度に該当する場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
47		受給をしていて健康保険証が変更となる	担当課	健康保険被保険者証の変更手続 (青森市子ども医療費医療証交付申請事項変更届)	○青森市子ども医療費助成医療証または青森市国保乳児十割給付医療証 ○変更後のお子さんの健康保険被保険者証 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(保護者の所得課税証明書、子どもが含まれた戸籍謄本)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。  状況に応じて、ひとり親医療費助成制度に該当する場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		
<b>就学前のお子さんがある方</b>								
48	保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している		担当課	保護者等の変更手続 (教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印(自署する場合は不要です。)	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
<b>小学生のお子さんがある方</b>								
49	放課後児童会を利用している		担当課	保護者等の変更手続 (放課後児童会家庭状況等変更届)	なし	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113

子ども

No	あてはまる方はいますか？	チェック	総合窓口 職員 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よる代 理人 手続に しまし ました	お手続 してく ださい 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)		
<b>小学生・中学生のお子さんがある方</b>											
50	保護者の変更を希望する			担当課	保護者の変更手続 (児童・生徒の改姓等の 届)	なし  ※各小・中学校にも届出用紙がありますので、お子 さんが通学している学校への提出も可能です。	不可			駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 または、各小中学校	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 または、各小中学校
51	氏(姓)が変更となる ◆児童生徒 ◆保護者			担当課	氏(姓)変更手続 (児童・生徒の改姓等の 届)	※県立特別支援学校、私立中学校に在籍の場合は、通 学している学校へ連絡してください。  手続は保護者の方に限ります。	不可			駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 または、各小中学校	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 または、各小中学校
52	就学援助を受給している			説明	就学援助の再申請 (就学援助費申請書(世 帯票))	申請用紙は各小・中学校にあります。  各小・中学校で申請をしてください。	一部可			駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003
<b>小児慢性特定疾病医療費助成を受給している方</b>											
53	青森市小児慢性特定疾病医療費 医療受給者証をお持ちで、受給 者証の記載事項が変更となる			担当課	受給者証の記載事項変更 手続 (小児慢性特定疾病医療受 給者証等事項変更届)	○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ○離婚後の世帯全員のマイナンバーがわかるものと届 出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可			青森市保健所(1階) あおり親子はぐく みプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
54	離婚により加入の健康保険被 保険者証が変更となる			担当		別途手続が必要となりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可				
<b>ひとり親家庭等に該当する方</b>											
55	ひとり親家庭等医療費助成の受 給申請をする ◆申請および受給は、支給対象の児童が 18歳に達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。			(発 券)	資格認定申請 (青森市ひとり親家庭等 医療費受給資格認定 (更新)申請書)	○保護者とお子さんの健康保険被保険者証 ○お子さんが含まれた戸籍謄本(離婚年月日の記載が あるもの) ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一 住所全員分の所得課税証明書等)が必要な場合があります ので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
56	児童扶養手当の受給申請をする ◆申請および受給は、支給対象の児童が 18歳に達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。			担当課	認定請求手続 (児童扶養手当認定請求 書)	要件により必要書類が異なりますので、申請前に担 当課へお問い合わせください。	不可			駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
57	★ 青森市母子父子寡婦福祉資金貸 付金の借主、連帯借主、連帯保 証人		当日受付は	102	不要	氏(姓)変更手続 (氏名等変更届)	○届出人の認印(自署する場合は不要です。)	可			

子ども

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職 員 使 用 窓 口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	代 理 人 手 続 に よ り し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
58	犬の登録をしていて、氏(姓)が変更となる方		説明	担当課へ電話でお知らせください。(変更前・変更後の飼い主の氏名と住所が必要です。)		可	青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
59	青森市の保健所に届出や許可等を受けている方		説明	医事・薬事に関する届出や許可等 各種届出がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。		可	青森市保健所(1階) 保健予防課 (医事薬事チーム) ☎017-765-5281	
			説明	理美容、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、温泉利用施設、特定建築物、貯水槽及び井戸水、食品衛生、集団給食施設等に関する各種届出がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。		可	青森市保健所(別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 (食品衛生チーム) ☎017-765-5293	
60	市民図書館の利用者カードをお持ちで、氏(姓)が変更となる方			氏(姓)変更手続 (氏名等変更届)	○利用者カード ○変更後の氏(姓)が確認できるもの(住民票の写し、 運転免許証等) ※住民票の写しは確認後返却いたします。	不可	青森市保健所(別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 アウガ(6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455	各市民センターおよび浪岡中央公民館でもお手続きできます。
61	水道の利用者名(契約者名)が変更となる方		担当課	担当課へ電話でお知らせください。(住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。)		可	企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143
62	市営バス等で発行の記名式AOPASSをお持ちの方で、(姓)が変更となる方		担当課	氏(姓)変更手続 (記名式AOPASS個人 情報変更申込書)	○記名式AOPASS ○変更後の氏(姓)が確認できるもの(運転免許証、 健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、在留 カード等)	可	東部営業所 西部営業所 青森駅前発売所 NTT青森支店前発売所	☎017-726-5443 ☎017-788-2326 ☎017-722-6702 ☎017-722-1236
63	浄化槽を使用している方		担当課	浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更または管理者の氏名が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(3階) 廃棄物対策課 ⑬番窓口 (不法投棄対策チーム) ☎017-718-1162 FAX: 017-718-1166	
64	青森市営住宅に既にお住まいの方で離婚する方		担当課	世帯主の退去手続 (市営住宅入居承継承認申請書) または 配偶者の退去手続 (市営住宅同居親族異動届)	○手続きを行う方の認印 ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(3階) ⑯番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タックン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
65	市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、児童保育負担金、放課後児童会負担金の口座振替を利用していただき、口座名義人の氏(姓)が変更となる方		担当課	口座振替変更手続 (青森市市税等口座振替 依頼書)	○口座振替者の通帳 ○口座振替者の金融機関届出印 ○納税(入)通知書(口座振替用) ※お近くの金融機関等の窓口でも手続できます。	可	駅前庁舎(2階) 納税支援課 ⑨番窓口 (収納管理チーム) ☎017-734-5220	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-1番窓口 (収納チーム) ☎0172-62-1141

その他

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示のうえ、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）  
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号がわかるもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合はマイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書



B 身元確認ができるもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書  
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口)（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00）※土曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田)（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始(12月29日～翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越しに伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和6年4月9日更新